

見守り 新鮮情報

「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。**損害保険の保険金で修繕**できる。当社が**保険金**の**申請**を**サポート**する」と説明されたため、その場で保険金**申請代行**の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金**支給額**の**35%**を**手数料**として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は**自分でできる**。クーリング・オフしたい。(70歳代)



「保険金で 住宅修理ができる」と 勧誘する事業者に注意!

ひとこと助言

すぐに
契約しないで



- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続に不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。
- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第454号 (2023年6月20日) 発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566